

答 申 情 第 7 4 号

平成 3 0 年 1 月 2 4 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 7 月 1 0 日付け行人給第 1 3 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

年次休暇の取得目標を未達成の職員に対する指導内容が分かる文書の不存在による非公開
決定事案についての審査請求に対する裁決 (諮問情第 1 2 0 号)

(別紙)

1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成29年5月1日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「所属長の職員指導の内容がわかる文書（有給取得の目標を達成していない者に対するもの）」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年5月15日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

本市においては、年次休暇の取得目標を設定しておらず、公開請求に係る公文書を作成又は取得していないため。

(3) 審査請求人は、平成29年6月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

弁明書の説明によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人が請求した公文書は、年次休暇の取得目標を達成していない職員に対する所属長による指導内容が分かる文書である。

(2) 本件請求に係る公文書が存在しないことについて

本市においては、年次休暇の取得促進は行っているが、取得目標は設定していない。

そのため、取得目標を達成していない職員及びこれに対する所属長による指導というものはなく、本件請求に係る公文書を作成又は取得していない。

5 審査請求人の主張

審査請求書での審査請求人の説明によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

開示請求に係る公文書を作成又は取得している。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、京都市における年次休暇の取得目標を達成していない職員に対して所属長が指導した内容が分かる文書である。

(2) 本件処分について

ア 審査請求人は、「開示請求に係る公文書を作成又は取得している。」と主張しており、これに対して諮問庁は、次のとおり主張する。

本市においては、年次休暇の取得促進は行っているが、取得目標は設定していない。そのため、当該取得目標を達成していない職員及びこれに対する所属長による指導というものはなく、本件請求に係る公文書を作成又は取得していない。

イ 本件審査請求は、年次休暇の取得目標が京都市において設定されていることが所与の前提とされているが、諮問庁の主張によれば、京都市においては年次休暇の取得目標は設定されていないとのことである。

ウ 審査請求人が、何をもって、京都市における年次休暇の取得目標が設定されていると考えているのかは不明であるが、当審査会が改めて諮問庁に確認したところ、やはり、審査請求人が主張するような年次休暇の取得目標は、京都市には存在しないとの回答であった。

エ 審査請求人のいう年次休暇の取得目標が設定されているのであれば、年次休暇をはじめとする休暇制度を所管する諮問庁の行財政局人事部給与課が把握していないとは考えにくく、また、当該取組について隠匿するような事情も特に見当たらないことからすれば、諮問庁の回答に特に不自然な点は認められない。

オ また、本件請求に係る内容が、年次休暇の取得目標が設定されていることが前提であることからすれば、審査請求人は、本件審査請求において、このことについて具体的に説明し、又は根拠等を示す必要があると考えられるところ、何ら言及されていない。

カ 以上のことからすれば、本件請求に係る文書が存在しないとの諮問庁の主張に不自然な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成29年 7月10日 諮問
8月30日 諮問庁からの弁明書の提出
12月14日 審議（平成29年度第8回会議）
平成30年 1月24日 審議（平成29年度第9回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、審査請求人から反論書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）